第 7 回 桐生市農業委員会議事録

開会日時	令和5年12月25日(月) 午後 2時 00分
閉会日時	同 上 午後 3時 12分
開催場所	桐生市市民文化会館 スカイホールB(4階)
出席委員	2 4 名
	農業委員
	1番 冨 田 正次郎 2番 杉 戸 惠 司 3番 山 形 啓 子
	4番 川 口 賢 一 5番 山 形 ちづ代 6番 井 田 秋 雄
	7番星野重彦 8番山形栄子 9番坂本久美子
	10番星野昭彦11番中島 篤12番渡辺隆司
	13番 矢 内 鉄 男 14番 今 泉 芳 雄
	農地利用最適化推進委員
	1番 金 子 博 一 2番 荻 原 完 一
	4番 木 村
	7番 高 沢 良 満 8番 丹 羽 康 博 9番 中村 耕 一郎
	11番 深 澤 憲 司 12番 太 田 亮 一
	[遅刻委員]
	[中座委員]
	[早退委員]
欠席委員	10番 齊 藤 克 代
議事参与	5 名
 	事務局長新井八寿代主査鳥井貴史
	次 長 今泉 勝浩
	係 長
 議 事	主 査 春原 純子
議事	日程第1 議事録署名委員の指名
	日程第2 会期決定の件 日程第3 第25号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
	日住第3 第235職業 展地伝第3条の規定による計刊中間について 委員会処分 7件
	第日元2017 11年 12日 12日
	第26号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
	第26号議案 農地法第4条の規定による許可申請について 委員会処分 1件
	第26号議案 農地法第4条の規定による許可申請について 委員会処分 1件 第27号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
	第26号議案 農地法第4条の規定による許可申請について 委員会処分 1件 第27号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 委員会処分 4件
	第26号議案農地法第4条の規定による許可申請について委員会処分1件第27号議案農地法第5条の規定による許可申請について委員会処分4件日程第4第28号議案農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定に
	第26号議案 農地法第4条の規定による許可申請について 委員会処分 1件 第27号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 委員会処分 4件 日程第4 第28号議案 農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定に よる諮問について 委員会処分 2件
	第26号議案 農地法第4条の規定による許可申請について 委員会処分 1件 第27号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 委員会処分 4件 日程第4 第28号議案 農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による諮問について 委員会処分 2件 日程第5 第29号議案 農地利用最適化推進委員として委嘱すべき者の
	第26号議案 農地法第4条の規定による許可申請について 委員会処分 1件 第27号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 委員会処分 4件 日程第4 第28号議案 農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定に よる諮問について 委員会処分 2件 日程第5 第29号議案 農地利用最適化推進委員として委嘱すべき者の 決定について
	第26号議案 農地法第4条の規定による許可申請について 委員会処分 1件 第27号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 委員会処分 4件 日程第4 第28号議案 農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による諮問について 委員会処分 2件 日程第5 第29号議案 農地利用最適化推進委員として委嘱すべき者の決定について 日程第6 報告第11号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
	第26号議案 農地法第4条の規定による許可申請について 委員会処分 1件 第27号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 委員会処分 4件 日程第4 第28号議案 農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定に よる諮問について 委員会処分 2件 日程第5 第29号議案 農地利用最適化推進委員として委嘱すべき者の 決定について

開 会 午後 2 時 00 分

議 長 ただ今から第7回桐生市農業委員会を開会いたします。

ただ今の出席委員は農業委員14名、推進委員10名であり、定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、会議規則第26条第3項の規程に基づき、13番矢内委員及び1番冨田委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の鳥井主査を指名いたします。

日程第2「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定をいたしました。

日程第3 第25号議案「農地法第3条の規定による許可申請」について、委員会処分が7件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局はい。議長。

議 長 はい、事務局。

事務局 (議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

受付番号21番から24番につきましては、別添調査書にありますとおり、 農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると 考えます。

受付番号27番につきましては、営農型太陽光発電施設での売電事業を引き 続き実施するため、申請されたものでございます。営農型太陽光発電の転用許 可期間は、3年間でございますので、これを更新するため、3年に一度、許可 期間終了前に申請するものとなります。

本件は、被設定人が設定人である所有者の農地の上部に太陽光発電施設を設置していることから、区分地上権を設定するものであり、農地法第3条第2項各号の要件に該当しないものとなります。

営農下部では土地所有者がブルーベリーの栽培を行っております。

営農状況といたしましては、ブルーベリーが植え付けされており、苗がやや

まばらでありましたが、剪定や下草等の管理がされておりました。

収穫については、2年後には本格的にブルーベリーの収穫を始める見込みと のことでございます。

受付番号28番、29番につきましては、別添調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

続きまして、この件について12月22日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いいたします。

6番農業委員

はい。

議長

はい。6番井田委員。

6番農業委員

6番井田でございます。今月22日に、6番小菅推進委員と事務局2名、計 4名で現地調査に行ってまいりました。報告いたします。受付番号21番から 2.4番までは先月の内容と同じでございますので、状況だけを報告したいと思 います。現地では篠を刈ったり機械を入れて伐根等を行ったりしておりまし た。しかしこれについては事務局より、3条の土壌の整備については許可前に 行っても良いということでしたので了解したいと思います。それから農地の整 備後にすぐにブルーベリーが作れるような状況ではないかと思いますので、そ の辺について審議をしてもらえればと思います。営農計画についてはしっかり しておりますのでよろしいかと思います。続きまして受付番号27番、営農型 太陽光の関係ですけれども、これにつきましてはなかなかブルーベリーが大き くならない、しかし周囲の雑草は繁茂してしまっている状況でして、ブルーベ リーと雑草が同じくらいの背丈でして、成長が鈍いという状態でしたので、肥 料等を与えるなどしてブルーベリーが大きくなるようにしていただければと思 いました。次は受付番号28番。黒保根町の案件ですけれども、これにつきま しては譲渡人が高齢になったということでございまして、譲受人が今後も水田 の耕作を継続していくとのことでございますので、問題はないかと思います。 よく耕運もされておりましたので、大変良いことではないかと思いました。次 は受付番号29番。これは非常に少ない面積でして、農業をするような場所に は思えませんでしたけれども、隣地を空き家バンクによって取得したとのこと で、応援していきたいと思いますので、審議をお願いしたいと思います。それ からこの場所については7番高沢推進委員が近所なので、今後も指導をしてい ただければよいと思います。以上でございます。

議長

以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。

また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

ないようですので、これより質疑に移ります。

ご質問はありませんか。

先ほど事務局から説明がございましたけれども、受付番号21番から24番

の件について、先日申請者とその代理人、委員会としては私と幹事の委員 4 名、それと事務局が出席していろいろな話をしてきました。先月申請が出てきたときには細かい話がなく、いろいろと心配なところがあったんですけれども、両者の話し合いの中で申請者が営農型下部の農地をきちんと耕作できるのか聞きましたところ、それについては営農型太陽光発電の事業者が経済的な負担を含めて面倒を見てくれるということを確認しました。そのようななかで何か意見はありますか。

13番農業委員

はい。

議長

はい。13番矢内委員。

13番農業委員

13番矢内です。先日申請者及びその代理人と話し合いをしてきました。この件につきましては申請者の代理人の行政書士が十分に説明をしてくれましたが、申請の代理をしている以上は責任を持って対応してもらえること、また今後の申請の際に必要であるならば説明に来ても良いということまで話をされておりましたので、問題ないかと思いました。

議長

はい。ほかにありますか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。 これより採決いたします。

第25号議案「農地法第3条の規定による許可申請」について、委員会処分

手を求めます。

(賛成者 挙手)

が7件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙

挙手全員でございます。

よって、第25号議案は許可相当として承認されました。

続きまして、日程第3 第26号議案「農地法第4条の規定による許可申請」 について、委員会処分が1件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

はい。議長。

議長

はい、事務局。

事務局

(議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

7番の立地基準につきましては、農振農用地区域内の農地でありますが、営 農型太陽光発電施設の設置の許可制度上の取扱いに沿った一時的な利用を、3 年間更新するものであり、許可基準を満たしていると考えます。営農状況につきましては、これまでみょうがを栽培しておりましたが、病気が入ってしまい、みょうががダメになってしまったため、令和5年2月に作物をみょうがからタラの芽に変更したいとの申し出がございました。なお、令和5年の出荷した分が22k g であり、太陽光の下部の面積が393 m でありますので、22k g を 10 a あたりに換算すると55. 9 kg となることから、群馬県の平均単収の8 割である80 kg を下回っております。

平均単収を下回った理由はみょうがからタラの芽に変更してからまだ時間が あまり経っていないことが原因とのことです。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 続きまして、この件について12月22日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いいたします。

6番農業委員 はい。

議 長 はい。6番井田委員。

6番農業委員 はい。現地について報告いたします。営農型太陽光発電の周囲にはタラの芽がいっぱいあるんですけれども、太陽光発電下部はまだ生育に時間がかかるとのことで、そこのところを補充してもらえれば許可相当かと思われます。以上です。

議 長 以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。

また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

ないようですので、これより質疑に移ります。

ご質問はありませんか。

11番推進委員 はい。

議 長 はい。11番深澤推進委員。

11番推進委員 11番推進委員深澤です。タラの芽の栽培方法については複数のパターンが

あると思うんですが、そのあたりの計画はどうなっているのかということと、 みょうががダメになってしまったのでタラの芽に変更すると申請者は言っているようですが、次の申請のときにもタラの芽がダメで、また違う作物に変更することになる確率は高いのではないかと思います。理由として、タラの芽は病気が入りやすいので、1年か2年経ったら根っこを引っこ抜いてハウスに入れて加温してタラの芽を収穫するという栽培方法がメインとなっていると思うんですが、露地で栽培を続けるとほとんどのタラの芽に病気が入って数年でダメになります。黒保根でも道の駅にタラの芽を出荷している人もいますが栽培した本数は年々減ってきています。その辺も踏まえてタラの芽を栽培するというのか、3年間やってダメだったら他の作物に変えればよいという安易な考え方でいるのか、そこの確認をしたいと思いました。

議 長 はい。事務局。

事務局 タラの芽の生育についてですが、前に育てていたみょうがからタラの芽に順

次植え替えていくことは確認が取れておりますが、詳細な生育方法については 確認が取れておりません。現在上がってきている収量につきましてはみょうが からタラの芽に植え替えている段階のものであるため、収量が少なくなってし まったとのことでした。以上です。

2番農業委員 はい。

議 長 はい。2番杉戸委員。

2番農業委員 2番杉戸です。この場所につきましては営農型太陽光発電の現地調査で行ってみょうがの栽培状況を見てきたときに、営農型太陽光発電とは離れたところにタラの芽を育てているのを確認しました。それを今後太陽光発電下部に植えていくのではないかと、今事務局の説明を聞いて感じました。ここは4番川口委員も現地調査に行っていますので、説明をしてもらえたらと思います。

4番農業委員 はい。

議 長 はい。4番川口委員。

4番農業委員 4番川口です。ここのところはみょうがとしてはほとんどダメな印象でした。そしてかなりの数のタラの芽が営農型太陽光発電の周囲にあったんですね。それをだんだん太陽光発電下部に植えていくのではないかと思います。それがだんだん根付いてきて芽が出るようになればいいかと思います。

6番農業委員 はい。

議 長 はい。6番井田委員。

6番農業委員 6番井田でございます。今月22日に現地を確認したんですけれども、タラの芽の高さが約1mから1m20cmくらいだったんですよね。この調子で生育する量を増やしてもらっていけばいいのではないかと思いますが。

議 長 はい。今回の申請について、一時転用期間が3年という形で上がってきているわけですが、みなさんの意見をお願いします。

7番推進委員 はい。

議 長 はい。7番高沢推進委員。

7番推進委員 7番推進委員高沢です。タラの芽についてですが、種類として山で生育しているものについては非常に弱いんですね。営農型太陽光発電の現地調査に行ったときに見た、今回の申請地に生育していたあの種類であれば大丈夫だと思います。以上です。

議 長 いずれにしてもここでは耕作者がどのように栽培をしていくのかの詳細は分からないんですけれども、作物の耕作がしっかりとできるのかどうかが一番大事だと思うので、その辺について意見はありますか。

10番農業委員 はい。

議 長 はい。10番星野委員。

10番農業委員 10番星野です。この方が今後タラの芽を生育していくときに、専門の方の 指導を受けていくことは考えているのでしょうか。みょうががダメになってし まったのでタラの芽に変更するという話ですから、タラの芽の結果が出るまで に何年かかるのか私には分かりませんが。

11番推進委員 はい。

議 長 はい。11番深澤推進委員。

11番推進委員 11番推進委員深澤です。タラの芽の栽培に関しまして、昔私の親がやっていまして、株を引っこ抜いた根っこを植えておけば根が出ます。先ほど苗を生育しているという話がありましたが、同じ畑、同じ区画のところでは病気が入りやすいため、うまくいかないと思います。ある程度根っこを切っていけば1

りやすいため、うまくいかないと思います。ある程度根っこを切っていけば1年で株はできます。次の2年目で生育をしていき、冬に株を抜いて上部の木を切って、それをハウスに入れて加温して芽を出させるというやり方で、大体であれば1年かけてしっかり苗を作れば年々収穫はできてくるかと思います。以

上です。

6番農業委員 はい。

議 長 はい。6番井田委員。

6番農業委員 6番井田でございます。現地で見たタラの芽は7番高沢推進委員のいう通り 太い種類のものでした。山にあるタラの芽とは違います。

議 長 いずれにしてもここの農業委員会のなかではしっかり収量を最大化できるように申請者に話をしてもらうのがいいと思うのですが、よろしいでしょうか。 その上で一時転用期間を3年でよいと思う委員は。

(賛成者 挙手)

挙手多数でございますので、一時転用期間を3年でよいと思いますが、専門 家の指導を仰ぎながら営農をしてもらうということでよろしいでしょうか。

それでは第26号議案「農地法第4条の規定による許可申請」について、委員会処分が1件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手が得られましたので、許可相当として承認されました。

日程第3 第27号議案「農地法第5条の規定による許可申請」について、委員会処分が4件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局はい。議長。

議 長 はい、事務局。

事務局 (議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

受付番号40番の立地基準につきましては、生産性は低い農地で、小集団の農地の区域内でありますので、第2種農地と判断します。

受付番号41番の立地基準につきましては、土地改良区内にある農地であるため、第1種農地と判断しますが、地域において居住する者の日常生活上必要

な施設で集落に接続して設置されると思われますので、基準を満たしていると 考えます。

受付番号42番の立地基準につきましては、集団的に存在する農地であるため、第1種農地と判断しますが、営農型太陽光発電設備の許可継続の取り扱いに沿った、一時的な利用を更新するものであり、基準を満たしていると考えます。

受付番号43番の立地基準につきましては、市街地化が見込まれる区域内でありますので、第2種農地と判断します。

用地選定については、より適した代替地を探すのは困難と思われますので、 基準を満たしていると考えます。

次に、一般基準についてですが、いずれも全ての基準を満たしていると考えます。

以上40番から43番まで農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 続きまして、この件について12月22

続きまして、この件について12月22日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いいたします。

6番推進委員

はい。

議長

はい。6番小菅推進委員。

6番推進委員

6番推進委員小菅でございます。12月22日に6番井田委員と事務局2名とで、現地調査をしてまいりましたので、ご報告させていただいます。受付番号40番について、場所は新里の諏訪神社の北に位置し、現地はまだ手付かずの状態でして、まだ何もしていないのですが、何軒か家を建てる予定になっているようで、周りも住宅ですので問題ないかと思います。続きまして受付番号41番なんですけれども、場所は先ほどの受付番号40番の道を一本西側に入ったところで周囲が工業団地となっているところで、北斜面で縦に長い土地となっております。現地を見に行った時には木の伐採が行われておりました。次は受付番号42番なんですが、これは第25号議案の受付番号27番と同じ案件ですので説明は省略させていただきます。次に受付番号43番ですが、場所は東新川駅の北よりちょっと東にいったところで、伊勢崎大間々線の南に位置します。現地を見た感じではやはり手は付けていない状態で、南側に細長い土地となっておりまして、柿の木が2本生えておりまして、伐採をしないと車が入れないといった感じでした。転用目的は駐車場ということなので、問題はないかと思います。以上です。

議長

以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。

また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

ないようですので、これより質疑に移ります。

ご質問はありませんか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第27号議案「農地法第5条の規定による許可申請」について、委員会処分が4件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第27号議案は許可相当として承認されました。

日程第4 第28号議案「農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による諮問について」、委員会処分が2件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局はい。議長。

議 長 はい、事務局。

事務局 (議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

以上、利用権設定総括表1番及び2番について、農業経営基盤強化促進法附 則第5条の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、この件について12月22日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いいたします。

6番推進委員 はい。

議 長 はい。6番小菅推進委員。

6番推進委員 6番推進委員小菅でございます。番号1番ですが、新里町鶴ヶ谷で、地目は 田ですが、すでにビニールハウスがしっかりと作られているので、それを借り 手にうまく利用してもらう形で貸借をするようなので問題ないと思います。次 に番号2番ですが、場所は黒保根で各筆がとびとびだったので移動をしたので すが、かなり耕作に関して計画をされているようなので問題ないと思います。

以上です。

以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。

また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

これより質疑に移ります。

ご質問はありませんか。

10番農業委員 はい。

議 長 はい。10番星野委員。

10番農業委員 10番星里

10番星野です。番号2番について補足させていただきます。この案件につきましては、事前に地主や借り手から2度、3度相談を受けていまして、直接会って話をさせていただきました。借り手が県外の方で、法人で本業以外に今回の申請地とは他の場所で農地を借りていまして、青森や北海道でも耕作を行っていた時期があるそうです。耕作内容としましてはニンニクや白菜といったものを栽培し、それをキムチに加工して販売することを会社の事業としてやっていきたいということらしいです。私も本人たちと会ってみて、地主の方に農地を貸すことについて意思確認をしたのですが、以前から貸し手と借り手は知り合いだそうで、まるっきり飛び込みで来たという訳ではないそうです。この会社の社員の方が専属で耕作をしていくとのことで、この場所は以前観光農園を運営されていたのですが、宿泊施設が以前からありまして、借り手の社員が住み込みで農地を借りて耕作をしていくそうです。以上です。

6番農業委員 はい。

議 長 はい。6番井田委員。

6番農業委 6番井田でございます。現地を確認したんですけれども、ブドウを栽培していた跡などがあり、きれいにするのは大変かとは思います。また、あの辺は害獣が出るとのことでございますので、星野委員に見守ってもらえればと思いま

す。

議長ほかにありますか。

11番推進委員 はい。

議 長 はい。11番深澤推進委員。

11番推進委員 11番推進委員深澤です。今回の申請について、利用権の設定期間が30年 となっておりますが、期限について制限はないのですか。

議 長 はい。事務局。

事 務 局 利用権の設定期間について確認をしましたが、上限はないとのことでした。 以上です。

議長はい。よろしいでしょうか。ほかにありますか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第28号議案「農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による諮問について」、2件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(替成者 举手)

挙手全員でございます。

よって、第28号議案は許可相当として承認されました。

日程第5 第29号議案「農地利用最適化推進委員として委嘱すべき者の決定 について」を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局 はい。議長。

議長 はい、事務局。

(議案書を朗読) 事務局

> 本件につきましては、今年9月に新里地区の推進委員が辞任し、欠員募集を 実施いたしました。広報きりゅう令和5年11月号及び桐生市ホームページに てお知らせした結果、推薦による1名の申し出を受け付けました。

> 武幸一さんは新里町山上にお住まいの方です。経歴等につきましては、本日 お配りした資料にございますのでご確認ください。

> また、受付時に提出いただいた承諾書により、法律に規定されている欠格事 項、

- ①破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者。
- ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けるこ とがなくなるまでの者。
- の照会を行い、いずれも該当しないことを確認しております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

ただいま、事務局より説明がありましたが、何かご意見、ご質問がありまし 議 長 たらお願いいたします。

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

それでは、これより採決いたします。

第29号議案「農地利用最適化推進委員として委嘱すべき者の決定につい て」、第2区域の委嘱すべき者を、武幸一とすることに賛成の委員の挙手を求 めます。

(賛成者 举手)

挙手全員でございます。

よって、第29号議案については農地利用最適化推進委員として委嘱すべき 者として承認されました。

日程第6 報告第11号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出」につ

いて、事務局より説明願います。

事務局はい。議長。

議 長 はい。事務局。

事務局 報告第11号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出」については1 件ございました。

いずれも内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理 いたしました。

以上でございます。

議 長 以上、事務局からの説明がありましたが、ただ今の報告第11号について発 言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

ないようですので、 続きまして、報告第12号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」について、事務局より説明願います。

事務局はい。議長。

議 長 はい。事務局。

事務局 報告第12号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」については5 件ございました。

いずれも内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理 いたしました。

以上でございます。

議 長 以上、事務局からの説明がありましたが、ただ今の報告第12号について発 言のある方は挙手をお願いします。

2番農業委員 はい。

議 長 はい。はい。2番杉戸委員。

2番農業委員 2番杉戸です。今回の報告の内1件は先月届出として出ていたはずですが。 議 長 はい。事務局。

事 務 局 こちらについては、先月申請をした時点では家族の共有名義であったもの が、こちらから通知を出す前に片方の方が亡くなってしまいましたので、相続 登記を優先しないといけなくなってしまったため、先月の申請については取消 がなされまして、相続登記が完了した時点で改めて届出をされたという流れに なります。以上です。

2番農業委員 分かりました。議 長 はい。ほかに。

(なしの声)

ないようですので、これをもって報告を終結いたします。

以上で本日の議題及び報告はすべて終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を終了いたします。

閉 会 午後3時12分

以上、会議の顛末を録し、その相違のないことを証するため署名捺印する。

会	長		
1 3	番		
1	番		